

あはき療養費に関する報告書の 各項目の状況について

I 不正対策

＜平成30年4月23日付報告書とりまとめの概要＞

1. 患者本人による請求内容の確認
 - ・ 施術者は、毎月、支給申請書の「写し」又は明細書を、患者又は家族に交付する。
2. 医師の同意・再同意
 - ・ 施術者が、施術の内容・頻度、患者の状態・経過を記載した「施術報告書」を作成する。
(努力義務、報酬上の手当)
 - ・ 現在、医師の再同意については、3か月ごとに、口頭での再同意が認められているが、文書で行うこととするとともに、6か月ごととする。
3. 長期・頻回の施術等
 - ・ 保険者が長期・頻回な施術について償還払いに戻せる仕組みについて検討する。
4. 往療
 - ・ 往療の起点と施術した場所を記載した往療内訳表を添付する。
 - ・ 距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入を見据えて段階的に改定を行う。
5. 療養費の審査体制
 - ・ 保険者等の判断により審査会を設置して審査できることとする。
 - ・ 請求の電子化、審査のシステム化、保険者を超えた審査など、効率的・効果的な審査について検討する。

Ⅱ 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

1. 受領委任は、原則として、柔道整復師の「受領委任の取扱規程」(契約)の例による。
2. 柔道整復療養費同様、個別指導・監査の迅速化を図る。
3. 保険者に対する調査の進捗状況を報告する仕組み
4. 問題のあった施術所・施術者については、以下のペナルティ
 - ① 受領委任の契約に基づく、受領委任の取扱いの中止
 - ② 国家資格についての行政処分
5. 受領委任制度の導入に伴い、施術所・施術管理者を、地方厚生(支)局に登録する仕組みとする。
6. 新たに施術管理者となる者に研修受講等の要件を課す(平成32年4月までの実施を目指して検討、準備)
7. 登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みについては、施術管理者となる者への研修の実施状況等を踏まえながら、早期の導入に向けて、平成33年度中に検討し、結論を得る。
8. 施術録の作成・保存、不正請求の返還等について規定する。
9. 地方厚生(支)局の人員体制の確保に努める。
10. あはき療養費の受領委任制度に参加するかどうかについては、保険者の裁量によることとする。厚生労働省は、多くの保険者が受領委任制度に参加できる環境整備に努める。

平成30年4月 医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費
検討専門委員会報告書取りまとめ

平成30年5月 料金改定通知発出(6月(施術報告書交付料は10月)から実施)

平成30年6月 受領委任通知発出(受領委任制度の導入)

※受領委任の目的

- ・患者の施術料支払や療養費請求手続に係る負担が軽減
- ・保険者等への療養費請求手続が明確化
- ・必要に応じて地方厚生(支)局及び都道府県から施術者や開設者に対して指導監督
- ・療養費の不正又は不当な請求への対応

※柔道整復療養費の受領委任制度の契約の例による

※施術所・施術管理者を、地方厚生(支)局に登録する

※問題のあった施術所・施術者の受領委任の取扱いの中止

留意事項通知発出(同意書・施術報告書関係)

- ・保険医が交付する同意書の様式の変更
- ・同意書による同意期間の変更(3カ月→6カ月)
- ・文書による再同意
- ・保険医の再同意に際し施術者が「施術報告書」を交付(施術報告書交付料の請求が可能)

(6月～7月) 保険者(健保組合・国保・後期高齢者医療)向け説明会実施

平成30年7月 受領委任申出書受付開始(施術者から厚生局へ申出)
受領委任制度導入に関する(施術者向け)周知事務連絡の発出
※施術者向けに制度周知のためのチラシを作成し、保険者等に対してチラシによる周知を依頼
厚生労働省のウェブページでも周知

平成30年10月 同意書・施術報告書の取扱開始
留意事項通知Q&A発出
※併せて、保険者(国保・後期高齢者医療)に対して申出書提出に関する再周知依頼

平成30年12月 受領委任通知Q&A発出

平成31年1月 受領委任制度の開始
※1月時点の参加保険者は、協会けんぽ、健保組合25(2%)、
国保1159(62%)、後期高齢者医療17(36%)
施術管理者数は、約24,200
※8月時点の参加保険者は、協会けんぽ、健保組合226(16%)、
国保1785(95%)、後期高齢者医療44(94%)
施術管理者数は、約27,300

【対応済】

○平成30年10月 同意書・施術報告書の取扱開始

I 不正対策

2. 医師の同意・再同意

- ・ 施術者が、施術の内容・頻度、患者の状態・経過を記載した「施術報告書」を作成する。
（努力義務、報酬上の手当）
- ・ 現在、医師の再同意については、3か月ごとに、口頭での再同意が認められているが、
文書で行うこととするとともに、6か月ごととする。

○平成31年1月 受領委任制度の開始

I 不正対策

1. 患者本人による請求内容の確認

- ・ 施術者は、毎月、支給申請書の「写し」又は明細書を、患者又は家族に交付する。

4. 往療

- ・ 往療の起点と施術した場所を記載した往療内訳表を添付する。

5. 療養費の審査体制

- ・ 保険者等の判断により審査会を設置して審査できることとする。

Ⅱ 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

1. 受領委任は、原則として、柔道整復師の「受領委任の取扱規程」(契約)の例による。
2. 柔道整復療養費同様、個別指導・監査の迅速化を図る。
4. 問題のあった施術所・施術者については、以下のペナルティ
 - ① 受領委任の契約に基づく、受領委任の取扱いの中止
 - ② 国家資格についての行政処分
5. 受領委任制度の導入に伴い、施術所・施術管理者を、地方厚生(支)局に登録する仕組みとする。
8. 施術録の作成・保存、不正請求の返還等について規定する。
10. あはき療養費の受領委任制度に参加するかどうかについては、保険者の裁量によることとする。厚生労働省は、多くの保険者が受領委任制度に参加できる環境整備に努める。

【対応中】

I 不正対策

3. 長期・頻回の施術等

- ・ 保険者が長期・頻回な施術について償還払いに戻せる仕組みについて検討する。
→ 保険者等から報告された結果の集計中
令和元年度目途で収集結果を分析し、その後、償還払いに戻せる仕組みを検討

4. 往療

- ・ 距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入を見据えて段階的に改定を行う。
→ 平成30年6月改定において、距離加算を引き下げ包括化、施術料の引き上げ原則令和2年改定までに距離加算の廃止や訪問施術制度を検討し結論を得る。

Ⅱ 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

3. 保険者に対する調査の進捗状況を報告する仕組み

→ 令和元年度の地方厚生局における指導・監査の実施に併せて周知予定

6. 新たに施術管理者となる者に研修受講等の要件を課す

→ 令和2年度中の実施を目指して検討、準備中

9. 地方厚生(支)局の人員体制の確保に努める。

→ 平成30年度厚生労働省機構・定員査定においては、柔道整復・あはき療養費対策を含めた人員体制の強化として、8人の増員が認められた。

平成31年度厚生労働省機構・定員査定においては、柔道整復・あはき療養費対策を含めた人員体制の強化として、2人の増員が認められた。

【検討中】

I 不正対策

5. 療養費の審査体制

- ・ 請求の電子化、審査のシステム化、保険者を越えた審査など、効率的・効果的な審査について検討する。

II 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

7. 登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みについては、施術管理者となる者への研修の実施状況等を踏まえながら、早期の導入に向けて、平成33年度中に検討し、結論を得る。

療養費の推移

(金額:億円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国民医療費	360,067	374,202	385,850	392,117	400,610	408,071	423,644	421,381
対前年度伸び率	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%
治療用装具	350	387	396	406	405	421	425	438
対前年度伸び率	4.2%	10.6%	2.3%	2.6%	-0.4%	4.0%	1.1%	3.0%
柔道整復	4,023	4,068	4,085	3,985	3,855	3,825	3,789	3,636
対前年度伸び率	2.3%	1.1%	0.4%	-2.5%	-3.2%	-0.8%	-0.9%	-4.0%
はり・きゅう	293	315	352	358	365	380	394	407
対前年度伸び率	9.7%	7.5%	11.8%	1.8%	1.8%	4.3%	3.6%	3.4%
マッサージ	459	516	560	610	637	670	700	707
対前年度伸び率	22.7%	12.4%	8.5%	9.0%	4.5%	5.2%	4.4%	1.0%

(注1) 平成21年度は保険局医療課、平成22年度以降は保険局調査課とりまとめの推計

(注2) 柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の療養費の算出について

○ 全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。

○ なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の統計が無い又は無かった年度については、

- 平成21年度の船員保険、共済組合については、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

- 平成22年度以降の国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

(注3) 治療用装具の療養費の算出について

- 平成21年度の船員保険、共済組合については、療養費の内訳として治療用装具の統計がないため、集計していない。